

お済み
ですか？

消費税率引き上げ対策 Q & A

第8回 消費税率引き上げ・ 軽減税率制度導入後の消費税計算

制度導入後の消費税計算

軽減税率制度が導入されるにあたり、経過措置8%、軽減税率8%、標準税率10%の税率が売り上げ・仕入れに対して発生することとなります。それにより、従来の単一税率に比べ、集計する手間や帳簿への記載事項が増えることとなります。

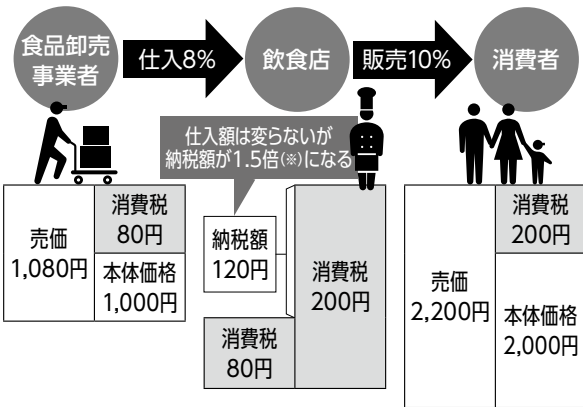
消費税を計算する場合は、しっかりと帳簿を整理した上で、各税率での売り上げ・仕入れの金額を集計します。その上で、各税率ごとの売上総額および仕入総額を算出し、売上総額から仕入税額を控除することで計算します。

簡易課税制度の適用

課税期間の前々年または前々事業年度の課税売上高が5000万円以下、かつ「簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書」を事前に提出している事業者のみ、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。本制度は、仕入税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。この一定割合をみなし仕入率といい、売り上げを卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、不動産業およびその他の事業の6つに区分し、それぞれの区分ごとのみなし仕入率を適用して計算します。各業種の仕入率は左記URLよりご確認ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6509.htm>

飲食店など8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合



※消費税率8%の場合、消費者から預る消費税額は160円。納税額は80円となる。

なお、2019年10月1日を含む課税期間（同日前の取引は除く）から、第三種事業である農業、林業、漁業のうち、軽減税率が適用される飲食品の譲渡を行う事業は第二種事業とされ、みなし仕入率80%が適用されます。

軽減税率制度導入により 納税額の増加が見込まれる

軽減税率の対象品目である飲食料品などを商品として扱う場合は、仕入れ時と

消費税率8%の場合

売上額 (税込み)	20,000円
売上額 (税抜き)	18,519円
消費税額	1,481円

消費税率引き上げ後も 販売価格を据え置いた場合

売上額 (税込み)	価格据え置き 20,000円
売上額 (税抜き)	18,182円
消費税額	1,818円

価格転嫁をしなければ、税抜の売上額が337円減少。

販売時の税率が異なる場合が想定されます。そのため、消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出ますが、従前に比べ納税額が増えることが予想されます。先を見据えた納税計画を立てておきましょう。

価格転嫁で売り上げ・利益を確保

消費税率引き上げ分を価格転嫁できない場合、次の図のように税込みの売上額は変わりませんが、税抜きの売上額が減少するので、自社の売り上げや利益の質的な減少を招くこととなります。

中間申告制度に注意

消費税率の引き上げによる納税額の増加の影響で、直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超える場合は、中間申告義務が複数回発生します。

確定消費税額における中間申告回数等については、左記URLよりご確認ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6609.htm>

消費税率の引き上げと軽減税率制度導入に伴う支出増加や、中間申告制度の影響により、通常よりも早い時期に消費税を納税することで資金繰りが困難になることも想定されます。日々の資金繰りを円滑にするためにも、納税資金の事前確保や資金繰り表の作成、利益確保のための価格転嫁対策など、早めの準備を心掛けましょう。

軽減税率対策補助金などの 申請はお早めに！

国による軽減税率対策補助金制度によるレジやシステムの導入・改修に係る支援の対象は、2019年9月30日までに支払いが完了しているものが条件となります。

補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)までとなっていますので、店頭で使用しているレジが軽減税率に対応可能か、または、POSレジシステム等の導入が可能かを確認し、費用負担を抑えられるこのタイミングで導入することをおすすめします。